令和7年度 滋賀県保育士修学資金貸付事業募集要項

滋賀県内において、保育士資格の新規取得者の確保のため、指定保育士養成施設に在学し、保育士資格取得を目指す学生に対し修学資金の貸付を行います。貸付は無利子です。また、養成施設を卒業後、滋賀県内の対象施設^{※1}において保育業務に5年間引き続き従事した場合、貸付金の返還が免除となります。

※1 「対象施設」とは、別表1に定める施設のことです。

1. 貸付対象者

次の①~③の要件を満たす者とします。

- ①指定保育士養成施設(以下「養成施設」という。)に在学し、卒業後、滋賀県内の別表 1に定める施設等において保育業務に従事しようとする者
 - ※貸付対象施設については、従事先および当該市町に確認させていただく場合があります。
- ②優秀な学生であって、かつ、家庭の経済状況等から真に修学資金の貸付が必要と認められる者
- ③他の実施主体から同様の修学資金の貸付を受けていない者
 - ※日本学生支援機構の奨学金は併用可能としていますが、母子・父子寡婦福祉資金、生活福祉資金教育支援資金等、重複して貸付を行えないものがあります

2. 貸付金額

修学資金 月額 50,000 円以内(2年間分を限度とします。)

例) 2年課程の場合 50,000円×24か月=1,200,000円

3 年課程の場合 33,333 円×36 か月=1,199,988 円

4年課程の場合 25,000 円×48 か月=1,200,000 円

入学準備金 200,000円以内(入学時に限ります。)

就職準備金 200,000 円以内(卒業時)

生活費加算 貸付申請時に、生活保護受給世帯等の条件を満たす方には、生活費加算 を貸付けることができます。

※令和7年度からは、就職準備金のみの貸付が可能となります。その場合は、卒業時ではなく、最終学年へ進級した時に本貸付を受けることができます。

=生活費加算表=

※下表は18歳の場合の例です。生活費加算額は申請者の年齢によって異なります。

滋賀県級地	市町名	生活費加算額
1級地-2	大津市	45, 520 円
2級地-1	草津市	43, 640 円
3 級地− 1	彦根市・長浜市・近江八幡市・守山市・ 栗東市・甲賀市・野洲市・湖南市・東近江市	41, 290 円
3級地-2	上記以外の市町	38, 950 円

3. 貸付期間

養成施設に在学する期間

4. 貸付利子

無利子(ただし、返還期限が過ぎた場合は年3%の延滞利子がつきます。)

5. 連帯保証人

- ・2名必要となります。(ただし、多額の負債がないこと、破産手続き等法的整理中でないことを条件とします)
- ・原則として、2名のうち1名は法定代理人(同居世帯の生計中心者・両親・後見人な

ど) であることとします。

・法定代理人以外のもう1名は、独立した生計を営み、市町村・県民税を課税されている成年者であることとします。

6. 返還免除

養成施設を卒業後、別表1に定める滋賀県内の施設において保育業務に従事し、かつ、5年間引き続き当該業務に従事したとき返還免除になります。

ただし、雇用形態が非常勤の場合、保育業務に従事する日数(出勤日数)は、在職期間 5年のうち、通算900日(1か月あたり15日)以上で無ければ、免除対象とはなりま せんので注意が必要です。

7. 返還

返還免除の要件を満たさなかった場合は、全額返還となります。

・返還期間:貸付期間の2倍に相当する期間以内

・返還方法:一括・月賦・半年賦・年賦(繰上返還も可能)

8. 募集人数

予算の範囲内

9. 申請に必要な書類

≪必須提出書類≫

- ① 保育士修学資金貸付申請書
- ② 同意書(借受人・連帯保証人予定者2名の各々の自署・捺印 代筆不可)
- ③ 在学する養成施設等の長の推薦書
- ④ 世帯全員の記載がある住民票の原本(発行後3か月以内、マイナンバーの記載がないもので、続柄や在留資格(外国籍の方の場合)が記載されているもの)
- ⑤ 申請者の**令和6年の収入**がわかるもの
 - ※下記⑥の◎と同様のもののうち、いずれか1つ。
- ⑥ 連帯保証人1 (法定代理人) の令和6年の収入がわかるもの
 - ※同居世帯の生計中心者を基本とします。下記◎のうち、いずれか1つ。
 - ◎課税証明書原本(ただし、令和7年度(令和6年分)のみに限る)
 - ◎市民税・県民税 特別徴収税額の決定通知書の写し(ただし、令和7年度のみに限る)
 - ◎源泉徴収票の写し(ただし、令和6年分のみに限る)
 - ◎確定申告書(第一表、第二表)の写し(ただし、<u>令和6年分のみ</u>に限る。税務署の受付 印もしくは e-TAX による申告の場合は送信済受付番号があるものに限る)
 - ※生活費加算を申請する場合は、生活保護受給証明書もしくは世帯全員の非課税証明書
- ⑦ 連帯保証人2 (別生計世帯) の市町村・県民税の課税の有無がわかるもの
 - ※申請時に独立した別生計を営み、市町村・県民税が課税されている成年者であること下記◎のうち、いずれか1つ。
 - ◎課税証明書の原本 (ただし、<u>令和7年度(令和6年分)もしくは令和6年度(令和5年</u>分)のみに限る)
 - ◎市民税・県民税 特別徴収税額の決定通知書の写し(ただし、令和7年度もしくは令和6年度のみに限る)
 - ※(連帯保証人2については、)源泉徴収票の写しおよび確定申告書(第一表、第二表)の 写しは**不可**となります。(市町村・県民税の課税の有無の記載がないため)
- ⑧ 学業成績証明書 (養成施設 1 年次の学生は最終卒業学校の成績証明書、2 年次以降の学生 は前学年の養成施設における成績証明書とします)
- ⑨ 作文(「保育士を目指したきっかけ」や「自分が目指す保育士」の内容で、400 文字以上600 文字以内で作文。用紙は定めた様式があります。)
 - ※募集人数に達したときは、作文の内容を選考の参考にさせていただく場合があります。

◆ 上記の他、滋賀県社会福祉協議会会長が必要とする書類(申請書類をご提出いただいたの ち、必要に応じてその他の書類の提出を求める場合があります。)

10. 申請方法

在学している養成施設を経由して申請してください。

※養成施設から本会への締切は <u>2025 年 6 月 13 日 (金)</u>となります。養成施設の締切 はそれぞれ異なりますので、必ず養成施設に確認してください。

11. その他

- ① 審査のうえ、貸付の可否を決定するものとします。
- ② 制度詳細は、ホームページに掲載しています。

12. 問合せ先

〒525-0072 滋賀県草津市笠山7丁目8-138

県立長寿社会福祉センター内

社会福祉法人滋賀県社会福祉協議会

保育士修学資金担当

TEL: 077-567-3958 FAX: 077-566-3611

保育士修学資金 免除対象施設一覧

	別表 1			
区域	法令・通知等		施設種別	
全国			国立高度専門医療研究センターまたは、独立行政法人 国立病院機構の設置する医療機関であって、児童福祉 法第27条の第2項の委託を受けた施設 肢体不自由施設「整肢療護園」 重度心身障害児施設「むらさき愛育園」	
滋賀県		第6条の2の2第2項に規定	児童発達支援 (児童発達支援センターその他の内閣府 令で定める施設)	
		第6条の2の2第3項に規定	放課後等デイサービス (児童発達支援センターその他の内閣府令で定める施設)	
		第7条に規定	助産施設 乳児院 母子生活支援施設 保育所 幼保連携型認定こども園 児童厚生施設 児童養護施設 障害児入所施設 児童発達支援センター	
			「児童心理治療施設 児童自立支援施設 児童家庭支援センター	
		第 12 条の 4 に規定	九重豕庭又仮ピング 児童相談所に設置される児童を一時保護する施設	
		第 18 条の 6 に規定	指定保育士養成施設	
	児童福祉法	第6条の3第9項から第12項 に規定する業務または第39条第1項に規定する業務または務を 条第1項に規定するで、第35条 条の15第2項、第35条第4 項の認可または認定に認可を 接第17条第1項の認可外保 がよりのうち、右記に示する ののかった。	ア) 同法第59条の2の規定により届出をした施設 イ)アに掲げるもののほか都道府県等が事業の届出を するものと定めた施設であり、当該届出をした施設 ウ)雇用保険法施行規則(昭和50年3月10日労働省 令第3号)第116条に定める事業所内保育施設設置・ 運営等支援助成金の助成を受けている施設 エ)「看護職員確保対策事業等の実施について(平成 22年3月24日医政発0324第21号)」に定める病院 内保育所運営事業の助成を受けている施設 オ)国、都道府県または市町村が設置する児童福祉法 第6条の3第9項から第12項までに規定する業務又 は同法第39条第1項に規定する業務を目的とする施 設	
内		第6条の3第9項から第12項	家庭的保育事業	
1,1		に規定する業務または第 39	小規模保育事業	
\mathcal{O}		条第1項に規定する業務を目	居宅訪問型保育事業	
施		的とするものであって、法 34 条の 15 第 2 項、第 35 条第 4 項の認可受けたもの	事業所内保育事業	
設		第6条の3第13項に規定	病児保育事業	
		第6条の3第2項に規定	放課後児童健全育成事業	
	学校教育法	第6条の3第7項に規定 第1条に規定	一時預かり事業 教育時間終了後等に教育活動(預かり保育)を常時実 施している幼稚園	
	認定こども園	and the same of th	「認定こども園」への移行を予定している幼稚園	
	説だここも園 法	第2条第6項に規定	認定こども園	
	子ども・子育て支援法	第30条第1項第4号に規定 する特例教育・保育及び特定 地域型保育の確保が著しく域型 難である離島その他の地域で あって内閣総理大臣が別に決 める基準に該当する施設	第30条第1項第4号に規定する特例教育・保育及び特定地域型保育の確保が著しく困難である離島その他の地域であって内閣総理大臣が別に決める基準に該当する施設	
		第59条の2第1項に規定する仕事・子育で両支援事業主のうち、「平成28年度企業主導型保育事業等の実施に日こ成ででは、1(令和5年6月27日の成では第70号こども家庭庁成育局長通知)の別紙「平成28年度企業主導型保育事業費制度企業主導型保育事業費制度企業施要綱」第2の1に規定	企業主導型保育事業	

別表 1